

厳選用語集（適する語句および数字を記入して用語集を完成させてください。）

【ライフプランニングと資金計画】

（語句・数字）

税理士法	税理士法の規定により、(ア)的な税務相談は税理士以外行ってはならないため、税理士資格を有しないFPは(イ)的な税務相談にとどめる必要がある。	ア. 具体 イ. 一般
可処分所得	年収から税金(所得税・住民税)と(ア)料を差し引いて算出する。	ア. 社会保険
6つの係数	(ア)係数:「現在の金額」から「将来の金額」を算出する際に用いる。	ア. 終価
	(イ)係数:「将来の金額」から「現在の金額」を算出する際に用いる。	イ. 現価
	(ウ)係数:「積立金額」から「積立総額」を算出する際に用いる。	ウ. 年金終価
	(エ)係数:「積立総額」から「積立金額」を算出する際に用いる。	エ. 減債基金
	(オ)係数:「取崩金額(＝年金額)」から必要となる「貯蓄元本」を算出する際に用いる。	オ. 年金現価
	(カ)係数:「貯蓄元本」を均等に取崩す場合の「取崩金額(＝年金額)」を算出する際に用いる。	カ. 資本回収
休業補償給付	業務上被った傷病の療養のために労働できず、賃金を受けられない場合に給付され、休業(ア)日目から、休業1日につき、給付基礎日額の(イ)%（これに休業特別支給金20%を加算）が支給される。	ア. 4 イ. 60
遺族補償給付	業務上災害により労働者が死亡した場合に支給され、遺族の(ア)等により給付額が異なる。	ア. 数
基本手当	離職の日以前(ア)年間に通算被保険者期間が原則(イ)か月以上ある失業者に支給されるが、ハローワークに出頭後(ウ)日間(待期間)は(エ)にかかわらず給付されない。	ア. 2 イ. 12 ウ. 7 エ. 離職理由
高齢雇用継続給付	現役時代の給与に比べ、再就職後の賃金が(ア)%未満に低下した場合に、(イ)歳から65歳になるまでの期間に給付される。なお、月あたりの支給額は、支払われた賃金の(ウ)%相当額が上限となる。	ア. 75 イ. 60 ウ. 15
全国健康保険協会 管掌健康保険 (協会けんぽ)	サラリーマンが加入する健康保険のひとつで、ほかに(ア)管掌健康保険がある。協会けんぽの財政運営は(イ)単位に行われているため、(イ)により保険料率が異なる。	ア. 組合 イ. 都道府県
傷病手当金	被保険者が業務外の事由による負傷または疾病の療養のため仕事を連続して4日以上休み、報酬を受けられなかった場合は、4日目以降の労務に服することができない日に対して傷病手当金が最長(ア)間支給される。	ア. 1年6か月
出産育児一時金	被保険者が産科医療補償制度に加入する医療機関で出産した場合に支給され、出産育児一時金の額は、1児につき(ア)万円である。	ア. 42
任意継続 被保険者制度	退職前継続して(ア)か月以上の被保険者期間があれば、退職後もこれまで加入した健康保険に継続して加入することができる。ただし、最長(イ)年間。	ア. 2 イ. 2
後期高齢者医療制度	原則(ア)歳以上の者は、これまで加入していた公的医療保険制度から脱退してこれに加入する。運営は都道府県単位で設立された後期高齢者医療(イ)が行うが、手続きなどは(ウ)が行う。	ア. 75 イ. 広域連合 ウ. 市町村
公的介護保険	保険者である(ア)の認定(要介護・要支援)を受けることで給付が受けられるが、第(イ)号被保険者の場合、加齢による疾病や末期がんによる場合に限り給付される。なお、被保険者の自己負担割合は(ウ)割であるが、(エ)や居住費は全額自己負担となる。	ア. 市町村 イ. 2 ウ. 1 エ. 食費
高額介護サービス費	同一月内の介護サービス利用者負担額が一定の上限額を超えた場合は、所定の手続きにより、(ア)分が高額介護サービス費として支給される。	ア. 超えた
国民年金 第3号被保険者	国民年金の第2号被保険者に扶養される(ア)歳以上(イ)歳未満の配偶者。第3号被保険者になるには、(ウ)を経由して手続きしなければならない。	ア. 20 イ. 60 ウ. 配偶者の 勤務先
若年者の国民年金 保険料猶予制度	(ア)歳未満の若年者が失業等により納付が困難な場合に保険料の納付が猶予される。なお、所得の判定にあたっては、(イ)の所得は考慮されるが(ウ)の所得は考慮されない。	ア. 30 イ. 配偶者 ウ. 親
厚生年金保険料	厚生年金の保険料は標準報酬月額および標準賞与額に所定の料率を乗じて算出するが、標準報酬月額の上限は(ア)万円、標準賞与額の上限は1回の支給につき(イ)万円となっている。なお、(ウ)歳以上の被用者は厚生年金の被保険者ではないため、厚生年金保険料は不要である。	ア. 62 イ. 150 ウ. 70
老齢厚生年金	老齢基礎年金の受給資格および厚生年金加入期間(ア)か月以上を満了する場合に、原則(イ)歳から受給できる。	ア. 1 イ. 65
加給年金	年金受給者に扶養すべき配偶者(65歳未満)や子がいる場合、(ア)部分が受給できる者は(ア)部分が支給されるようになってから、(ア)部分が生年月日の関係で受給できない者は(イ)歳になってから受給できる。ただし、厚生年金加入期間が(ウ)年以上あることが要件となっている。	ア. 定額 イ. 65 ウ. 20
繰上げ(繰下げ)受給	老齢基礎年金および老齢厚生年金を65歳より早く(遅く)受給することができるが、繰上げ受給では月あたり(ア)%の減額率、繰下げ受給では(イ)%の増額率で年金が減額(増額)される。	ア. 0.5 イ. 0.7
在職老齢年金	60歳代前半の場合、総報酬月額相当額と年金月額合計が(ア)万円を超えると特別支給の老齢厚生年金が減額されるが、60歳代後半では(イ)万円を超えた場合に老齢厚生年金が減額される。	ア. 28 イ. 46
寡婦年金	受給要件を満たす妻は、(ア)歳から65歳になるまでの期間、寡婦年金が支給されるが、寡婦年金の受給権者が老齢基礎年金の支給の(イ)請求をした場合、寡婦年金の受給権は消滅する。	ア. 60 イ. 繰上げ

中高年齢婦加算	「妻40歳時において子がいる」の要件を満たした場合、(ア)年金が打ち切られてから妻(イ)歳になるまで支給される。	ア. 遺族基礎 イ. 65
確定拠出年金	加入者本人が掛金の運用を行い、その運用成果により将来の年金額は変動する。公務員や国民年金第(ア)号被保険者は企業型・個人型いずれにも加入できないが、国民年金第(イ)号被保険者は個人型に加入することができ、国民年金基金の掛金と合算して月額(ウ)円まで拠出することができる。	ア. 3 イ. 1 ウ. 68,000
中小企業退職金共済	中小企業退職金共済では、雇用する従業員を被共済者として事業主が勤労者退職金共済機構と退職金共済契約を締結し、掛金は、(ア)が負担する。中退共に新たに加入する事業主は、加入後一定期間にわたり、国から掛金の一部について助成を受けることができる。	ア. 事業主
小規模企業共済	小規模事業所(原則(ア)人以下)の個人事業主や役員が加入でき、将来事業を廃止したり退職する際に備える制度。掛金限度額は、月額(イ)円までとなっており、その全額が小規模企業共済等掛金控除の対象となる。	ア. 20 イ. 70,000
元利均等返済と元金均等返済	「(ア)均等返済」は毎回の元金部分の返済額が一定で、「(イ)均等返済」に比べると返済開始当初の返済額は多くなるが、総支払額は少ない。	ア. 元金 イ. 元利
繰上げ返済	住宅ローンの繰上げ返済には「(ア)短縮型」と「(イ)軽減型」があるが、将来の金利負担軽減効果が大きいのは(ア)型である。	ア. 期間 イ. 返済額
フラット35	フラット35の融資額は、(ア)万円以下で、建設費または購入価額の(イ)%以内である。なお、融資金利は、(ウ)時点の金利が適用される。	ア. 8,000 イ. 100 ウ. 融資実行
リバース・モーゲージ	リバース・モーゲージとは、(ア)を担保に資金使途が自由な資金を借り入れることができる融資制度であり、死亡後に(ア)を売却することで借入金を返済する。	ア. 自宅
日本学生支援機構	学力基準と家計基準を満たした者に奨学金を貸与しており、第一種奨学金は(ア)利子、第二種奨学金は(イ)利子で貸与される。	ア. 無 イ. 有
ABL(アセット・ベース・レンディング)	企業(主に中小企業)が保有する売掛金などの債権や在庫などの資産を(ア)として提供することにより、金融機関から融資を受ける資金調達方法。	ア. 担保
公募債と私募債	(ア)人以上の不特定多数の投資家に対して企業が発行する債券を(イ)債、これに対して(ウ)債は、(ア)人未満を対象として社債を発行する。	ア. 50 イ. 公募 ウ. 私募

【リスクと保険】

(語句・数字)

通減(通増)定期保険	保険期間の経過により(ア)が徐々に減る(増える)定期保険であるが、(イ)は一定である。	ア. 保険金額 イ. 保険料
収入(生活)保障保険	死亡保険金を(ア)払いする定期保険。ただし、死亡保険金を(イ)払いで受け取ることもできる。	ア. 年金(分割) イ. 一時
総合福祉団体定期保険	被保険者である(ア)が死亡すると死亡保険金が支払われる(イ)年更新の定期保険である。死亡保険金の受取人が法人であれば、死亡退職金や弔慰金の支払いに活用することができるが、貯蓄性はないので生前退職金の準備には活用できない。	ア. 役員・従業員 イ. 1
終身保険	満期がなく、一生の死亡保障を準備でき、所定の要件を満たすことで(ア)保障に代えて年金等に内容を変更できる。	ア. 死亡
子ども保険	契約者(一般には親)が死亡した場合は、以後の保険料払込が(ア)され、商品によっては(イ)年金などが支払われる商品もある。	ア. 免除 イ. 育英
終身年金	年金受取人が生きている限り一生涯にわたって年金が支払われるため、男性と女性の保険料を比較した場合(ア)の方が高くなる。	ア. 女性
変額個人年金保険	保険料を株式や債券などで運用し、その運用実績により将来の年金額が変動する。年金受取前に被保険者が死亡した場合に支払われる死亡給付金の額も運用実績により変動するが、一般的には(ア)相当額を最低保証している。	ア. 既払込 イ. 保険料
ガン保険	ガンによる入院、手術などのケースで給付金が支払われるが、契約開始後(ア)日間あるいは(イ)カ月の保障されない期間(免責期間)が設けられている。免責期間中にガンと診断確定されると、契約は(ウ)となる。	ア. 90 イ. 3 ウ. 無効
特定疾病保障保険	ガン・急性心筋梗塞・脳卒中と診断された場合に(ア)保険金を生前に受け取ることができる。また、(ア)保険金を受け取ることなく死亡した場合には(イ)にかかわらず死亡保険金を受け取れる。	ア. 特定疾病 イ. 死亡原因
リビング・ニーズ特約	被保険者が余命(ア)ヵ月以内と医師により診断された場合に、その(イ)にかかわらず生前に死亡保険金の前払い請求ができる。	ア. 6 イ. 原因
先進医療特約	公的医療保険の対象とならない先進医療の費用を準備するための特約。なお、ここで対象となる先進医療とは、(ア)時点において厚生労働大臣が承認しているものであり、契約日時時点のものではない。	ア. 療養を受けた
地震保険	地震保険は単独で加入することはできず、住宅火災保険等に付帯して加入するが、この主契約の保険金額の(ア)%～(イ)%の範囲内で保険金額を設定する。なお、地震保険の保険料は、建物の(ウ)および(エ)によって異なる。	ア. 30 イ. 50 ウ. 構造 エ. 所在地
自賠償保険	(ア)事故を対象とした強制保険で、無免許運転による事故、被害者が父母・(イ)・子であっても保険金が支払われる。	ア. 人身 イ. 配偶者
対人賠償保険	人身事故を対象とし、(ア)保険から支払われる金額を超える金額について保険金が支払われる。なお、事故の被害者が父母・(イ)・子である場合には保険金は支払われない。	ア. 自賠償 イ. 配偶者
対物賠償保険	対物事故を対象とし、「(ア)」、「酒酔い」、「麻薬等使用」の運転による事故であっても保険金が支払われる。なお、契約金額を無制限とすることができる。	ア. 無免許
人身傷害補償保険	(ア)成立を待たずに、(イ)割合に関係なく損害額の全額について(契約金額の範囲内で)保険金が支払われる。	ア. 示談 イ. 過失
普通傷害保険	国内外を問わず、職場のケガも補償するが、(ア)は対象外(特約を付帯すれば補償される)となっている。	ア. 地震
家族傷害保険	補償内容は普通傷害保険と同様であるが、被保険者の範囲が、本人、本人の配偶者、ならびに本人または配偶者と(ア)を一にする(イ)の親族、別居の未婚の子までとなっている。	ア. 生計 イ. 同居
国内旅行傷害保険	国内旅行中の傷害を補償対象とし、(ア)食物中毒も特約なしで補償される。ただし、(イ)は対象外となっている。	ア. 細菌性 イ. 病気
所得補償保険	ケガや(ア)で就業不能となった場合に保険金が支払われる。	ア. 病気
個人賠償責任保険	商店で商品を損壊したケースは補償されるが、他人からの(ア)物、(イ)物を損壊したケースでは免責とされる。	ア. 借り イ. 預り
ハーフタックスプラン	法人が養老保険契約に保険料を支払った場合、その保険料の(ア)を福利厚生費として損金に算入することができるが、役員・従業員を被保険者として普遍的加入させ、死亡保険金の受取人を被保険者の(イ)、満期受取人を法人とすることが必要である。	ア. 1/2 イ. 遺族
生産物賠償責任保険	企業が(ア)、(イ)した製品等(弁当なども含む)の欠陥により、人の身体および財物に損害を与えた場合に備える保険。	ア. 製造 イ. 販売
機械保険	機械設備等に生じた損害を幅広く補償するが、(ア)事故は補償されない。	ア. 火災
労働災害総合保険	公的労災保険の(ア)補償を目的とした保険。	ア. 上乗せ
保険法	(ア)に関する一般的なルールを定めた法律で、一般の保険契約のみならず(イ)契約にも同法は適用される。	ア. 保険契約 イ. 共済
生命保険契約者保護機構	日本国内で営業する生命保険会社に加入が義務付けられているが、(ア)、(イ)保険業者、民営化前に加入した簡易生命保険は加入対象外となっている。	ア. 共済 イ. 少額短期
損害保険契約者保護機構	自賠償保険や家計地震保険は保険金の(ア)%が補償されるが、任意の自動車保険などは保険会社破たん後3ヵ月間は(ア)%、3ヵ月経過後は(イ)%しか補償されない。	ア. 100 イ. 80

【金融資産運用】

(語句・数字)

GDP(国内総生産)	国全体の経済規模を示す経済指標であり、名目GDPと(ア)GDPがある。通常、(ア)GDPの増加率が(イ)率と呼ばれている。	ア. 実質 イ. 経済成長
業況判断DI	日本銀行が実施する(ア)では、企業経営者に対して景気の現状と先行きについてアンケート調査を行っている。(ア)で最も注目度が高いとされているのが業況判断DIで、(イ)と回答した企業の割合から(ウ)と回答した企業の割合を差し引いて算出する。	ア. 日銀短観 イ. 良い ウ. 悪い
企業物価指数	日本銀行が毎月実施する物価調査であり、(ア)物価指数に比べその変動率は大きい。	ア. 消費者
公開市場操作	日本銀行が買いオペを実施すると金利は(ア)し、売りオペでは金利は(イ)する。	ア. 低下 イ. 上昇
スーパー定期	銀行等が取り扱う固定金利の預金で、預入期間(ア)年以上の金利は単利と(イ)を選択できるが、法人は(イ)を利用できない。	ア. 3 イ. 半年複利
定額貯金	ゆうちょ銀行が取り扱う半年複利の商品で、(ア)ヵ月据え置けばペナルティなしで解約できる。	ア. 6
発行価格	(ア)債を購入する際の価格のこと。必ずしも(イ)金額(=100円)で発行されるわけではない。	ア. 新発 イ. 額面
アンダーパー発行	額面金額よりも(ア)い価格で発行され、償還期限まで保有すると償還(イ)が発生する。	ア. 低 イ. 差益
最終利回り	(ア)債を購入し、償還期限まで保有した場合の利回りであるが、購入する際は債券市場で購入するので、必ずしも(イ)金額(=100円)で購入できるわけではない。	ア. 既発 イ. 額面
順イールドと逆イールド	残存期間の長い債券ほど利回りが高くなる曲線を(ア)イールド、残存期間の短い債券ほど利回りが高くなる曲線を(イ)イールドという。	ア. 順 イ. 逆
外国債券	債券の発行体、(ア)、(イ)のいずれかが外国である債券。	ア. 発行場所 イ. 発行通貨
サムライ債	海外の発行体が日本国内において(ア)建てで発行する債券。	ア. 円
デュアル・カレンシー債	購入代金の払込みと利払いを円で行い、償還金を(ア)で支払う債券	ア. 外貨
投資適格債	格付け会社の格付けが(ア)格以上の債券。なお、格付けは(イ)リスクを判断する際の材料として利用されている。	ア. BBB イ. 信用
個人向け国債	償還年限により、10年、5年、3年に区分されるが、どれも(ア)発行されている。	ア. 毎月
株式の信用取引	顧客が証券会社に(ア)金を担保として預け、買付資金や売付証券を借りて取引する方法。制度信用取引においては、一般に(ア)金率は(イ)%となっている。	ア. 委託保証 イ. 30
PER	株価収益率とも呼ばれ、(ア)を1株当たり(イ)で除して算出し、これが低いと(ウ)と判断される。	ア. 株価 イ. 純利益 ウ. 割安
NISA口座	この口座に受け入れた上場株式や公募株式投資信託等の配当金等や譲渡益については、最長(ア)年間、非課税とされる。なお、この口座に受け入れることができる上場株式や公募株式投資信託等は、1人当たり年(イ)万円が限度となる。	ア. 5 イ. 100
陽線・陰線(ローソク足)	ローソク足により、株価の始値、高値、安値、終値を把握できるが、始値よりも終値の方が高い場合は(ア)、終値よりも始値の方が高い場合は(イ)となる。	ア. 陽線 イ. 陰線
株式投資信託	約款上(ア)を組み入れることが可能な投資信託であって、組み入れ資産に(ア)が含まれていなくても、組み入れることが可能であればこれに該当する。	ア. 株式
単位型(ユニット型)投資信託	運用開始後は(ア)購入ができないタイプの投資信託。これに対してオープン型は(ア)購入が可能。	ア. 追加
パッシブ運用	日経平均株価などのベンチマークに(ア)することを目的とした運用スタイルで、(イ)ファンドがその代表である。	ア. 連動 イ. インデックス
バリュー投資	(ア)な銘柄に投資をする運用方法で、(イ)運用の類型に区分される。	ア. 割安 イ. アクティブ
不動産投資信託(J-REIT)	投資家から集めた資金を不動産に投資し、得られた賃料などの運用益を投資家に分配する投資信託であるが、上場されている不動産投資信託は(ア)型投資信託である。	ア. 会社

特別分配金	(ア)の払戻しとしての性格を有するので、税務上(イ)の取り扱いを受ける。	ア. 元本 イ. 非課税
為替差損	為替レートが(ア)方向に変動した場合に、保有している外貨建て商品に発生する。	ア. 円高
外国証券取引口座	外国債券、外国株式、外国投資信託の取引を行う際にはこれを開設することが必要で、口座管理料が発生する。ただし、(ア)のみを取引する場合はこれを開設しても口座管理料は必要ない。	ア. 外貨建 MMF
ポートフォリオの期待収益率	各投資対象の期待収益率をその投資比率で(ア)することによって計算する。	ア. 加重平均
相関係数	(ア)から1までの数値で示され、「相関係数=(ア)」は、2つの証券等が全く逆の方向に値動きすることを表わす。	ア. -1
効率的市場仮説	市場は効率的であるから市場平均を上回る収益を得ることはできないとする仮説で、これに基づく投資信託の運用スタイルは(ア)運用である。	ア. パッシブ
決済用預金	「(ア)、要求払い、決済サービスを提供できる」以上3つの要件を満たす預金。当座預金や利息の付かない(イ)預金などがこれに該当する。	ア. 無利息 イ. 普通
投資者保護基金	証券会社破たん時に、顧客1人あたり(ア)万円を限度に補償する。	ア. 1,000
金融商品販売法	金融商品販売法の対象となる金融商品には、預貯金、信託商品、保険、有価証券、金融先物・デリバティブ取引などがあるが、(ア)商品先物取引は規制対象になっていない。	ア. 国内

【タックス・プランニング】

(語句・数字)

暦年単位課税	所得税では、(ア)月1日から(イ)月31日までの期間について所得税を計算する。	ア. 1 イ. 12
分離課税	他の所得と分離して税額計算を行う。一時所得は原則(ア)課税されるが、退職所得は(イ)課税の対象となっている。	ア. 総合 イ. 分離
所得税の非課税財産	公的(ア)年金や公的(イ)年金、入院した場合に給付される(ウ)給付金などは非課税財産に該当する。	ア. 障害 イ. 遺族 ウ. 入院
退職所得控除額	退職所得計算上、退職収入金額から控除される。勤続年数が20年超の場合は、「(ア)万円+(イ)万円×(勤続年数-20年)」となる。	ア. 800 イ. 70
一時所得の課税対象額	「一時所得×(ア)」が課税対象額とされ、他の所得と合算されて(イ)金額に算入される。	ア. 1/2 イ. 総所得
返還を要する敷金	不動産所得計算上、これは総収入金額に算入(ア)が、返還を要しない敷金は総収入金額に算入(イ)。	ア. しない イ. する
概算取得費	譲渡所得計算上、実際の取得費が不明な場合には、「譲渡収入金額×(ア)％」を譲渡収入金額から差し引くことができる。	ア. 5
損益通算	(ア)所得、(イ)所得、山林所得、(ウ)所得の損失金額を他の所得から差し引くこと。ただし、土地の取得に要した負債の利子は損益通算することができない。	ア. 不動産 イ. 事業 ウ. 譲渡
純損失	(ア)してもなお控除しきれない損失のこと。一定要件のもと、これを翌年以降(イ)年間にわたり繰り越して控除することができる。	ア. 損益通算 イ. 3
配偶者控除	納税者が合計所得金額(ア)万円以下の配偶者を扶養する場合に受けられる所得控除で、この要件を満たした配偶者を(イ)配偶者という。なお、納税者の(イ)配偶者が年の途中で死亡した場合でも、その年分について納税者は配偶者控除の適用を受けられる。	ア. 38 イ. 控除対象
配偶者特別控除	納税者が合計所得金額(ア)万円超76万円未満の配偶者を扶養する場合に受けられる所得控除であるが、納税者本人の合計所得金額(イ)万円以下でないと適用が受けられない。	ア. 38 イ. 1,000
扶養控除	納税者が配偶者以外の親族(合計所得金額38万円以下)を扶養する場合に受けられる所得控除であるが、(ア)歳以下の親族は控除の対象にならない。	ア. 15
医療費控除	本人あるいは生計を一にする親族に係る医療費を支払った場合に認められる所得控除であり、「(ア)医療費-保険金等で補填される金額-(イ)万円」で控除額を算出する。ただし、人間ドックの費用は、重大な疾病が発見され、その後治療を行った場合に限り控除の対象となる。	ア. 実際に支払った イ. 10
基礎控除	全ての納税者に一律(ア)万円(所得税)の基礎控除が認められている。	ア. 38
雑損控除	災害・盗難および横領により資産に損害が発生した場合には雑損控除が適用されるが、(ア)や強迫の被害に遭ったことによる損失は対象外である。	ア. 詐欺
確定申告が必要な所得控除	給与所得者であれば年末調整で所得控除の適用が受けられるが、(ア)控除、(イ)控除、(ウ)控除の適用には確定申告が必要である。	ア. 医療費 イ. 雑損 ウ. 寄付金
住宅借入金等特別控除	償還期間(ア)年以上の住宅ローンにより、床面積(イ)㎡以上のマイホームを購入した場合に受けられる税額控除。なお、店舗併用住宅を取得したケースであっても、床面積の(ウ)以上が専ら居住の用に供されていれば適用が受けられる。	ア. 10 イ. 50 ウ. 1/2
住宅借入金等特別控除の控除額	住宅借入金等特別控除の控除額は、一般住宅を取得したケースでは「年末時点における住宅ローンの残高(上限あり)×控除率(ア)％」で計算する。	ア. 1
配当控除	税額控除の一つであり、この適用を受けるには配当等について(ア)課税を選択しなければならない。	ア. 総合
青色申告特別控除額	青色申告者は、所得の計算上これを控除することができる。一定の要件を満たした場合は(ア)万円が、要件を満たさない場合は(イ)万円が控除される。ただし、不動産所得の場合は、事業的規模を満たした場合のみ(ア)万円の控除が認められる。	ア. 65 イ. 10
青色事業専従者給与	(ア)親族に支払った給与は所得計算上必要経費とすることはできないが、青色事業専従者給与であれば必要経費とすることができる。	ア. 同一生計
交際費等の損金不算入	期末資本金額(ア)円以下の中小法人であれば、「年間交際費等のうち(イ)万円以下の部分」または「飲食費の50％」を損金に算入することができる。	ア. 1億 イ. 800
建物の減価償却方法	納税者は任意に定額法あるいは定率法を選択できるが、平成10年4月1日以降に取得した建物については(ア)法が適用される。	ア. 定額
償却限度額	(ア)法や(イ)法などの税法上定められた方法により計算され、この金額までであれば損金に算入することができる。	ア. 定額 イ. 定率
キャッシュフロー計算書	一会計期間における企業の資金の増減を把握できる。「営業」、「投資」、「(ア)」活動の3つの区分がある。たとえば、借入れにより資金調達した場合は、「(ア)活動によるキャッシュフロー」に反映される。	ア. 財務
消費税の非課税取引	土地の譲渡および貸付け、建物のうち(ア)の貸付け、などの取引には消費税は課税されない。	ア. 住宅
課税期間における基準期間	基準期間における課税売上高が(ア)万円以下の場合は、免税事業者(一部例外あり)となる。	ア. 1,000
簡易課税制度	基準期間における課税売上高が(ア)万円以下の場合は、簡易課税制度を選択することができる。	ア. 5,000

【不動産】

(語句・数字)

登記事項証明書の権利部	権利部は、「(ア)区」と「(イ)区」に分けられ、(ア)区には所有権に関する事項が、(イ)区には所有権以外の権利に関する事項が記載される。	ア. 甲 イ. 乙
地番	1筆の土地ごとに付された番号をいい、必ずしも(ア)とは一致しない。	ア. 住居表示
法第14条地図	不動産登記法に規定する土地の地図で、(ア)精度で作成される。ただし、現在作成中につき、代わりに(イ)を不動産調査に活用している。	ア. 高い イ. 公図
普通借地権	更新があるタイプの借地権で、初めての契約は(ア)年以上、最初の更新時は(イ)年、2回目以降の更新では(ウ)年で契約する。なお、借地上に(エ)が存在していれば、借地人からの更新請求あるいは土地の使用継続により更新が認められる。	ア. 30 イ. 20 ウ. 10 エ. 建物
一般定期借地権	更新のないタイプの借地権で、(ア)年以上で契約する。なお、契約に当たっては公正証書等の(イ)で契約しなければならない。	ア. 50 イ. 書面
建物買取請求権	普通借地権の存続期間が満了する場合で契約の(ア)がないときは、借地権者は借地権設定者に対して、借地権の目的である土地上の建物等を時価で買い取るべきことを請求することができる。	ア. 更新
(普通)建物賃貸借	更新があるタイプの建物賃貸借で、(ア)年以上の期間を定めて契約しなければならないが、(ア)年未満の期間を定めた場合は(イ)賃貸借とみなされる。	ア. 1 イ. 期間の定めのない
建物賃貸借の對抗要件	建物の賃借権は、賃借権の登記がなくても建物の(ア)があれば、その後、売買により建物を取得した第三者に対抗することができる。	ア. 引渡し
定期建物賃貸借	更新のないタイプの建物賃貸借で、契約期間は当事者で(ア)ことができるが、契約に当たっては公正証書等の(イ)で契約しなければならない。	ア. 自由に決める イ. 書面
更新がない旨の説明	賃貸人は賃借人に対して、定期建物賃貸借契約には更新がない旨の説明を(ア)に、(イ)のうえ説明しなければならない。	ア. 契約前 イ. 書面交付
分離処分禁止の原則	(ア)利用権が数人で有する所有権その他の権利である場合、規約で別段の定めがない限り、(ア)利用権を(イ)部分と分離して処分することはできない。	ア. 敷地 イ. 専有
建替え決議	集会において区分所有者および議決権の(ア)以上の賛成があれば建替えを決議することができる。	ア. 4/5
市街化区域	すでに市街化を形成している区域およびおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。これに対して、(ア)区域は市街化を抑制すべき区域とされている。	ア. 市街化調整
開発行為	主として建築物の建築または特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の(ア)を開発行為という。	ア. 区画形質の変更
開発許可制度	都市計画区域等で開発行為を行おうとする者は(ア)の許可を得なければならないが、(イ)区域内において1,000㎡未満の開発であれば許可不要となる。	ア. 都道府県知事 イ. 市街化
接道義務	都市計画区域および準都市計画区域内の建築物の敷地は、原則として幅員(ア)m以上の道路に(イ)m以上接していなければならない。	ア. 4 イ. 2
建ぺい率	(ア)面積の敷地面積に対する割合のこと。用途地域ごとに都市計画で指定されるが、(イ)地域内に耐火建築物を建築する場合などでは建ぺい率の緩和を受けることができる。	ア. 建築 イ. 防火
容積率	(ア)面積の敷地面積に対する割合のこと。用途地域ごとに都市計画で指定されるが、前面道路の幅員が(イ)m未満の場合の建築物の敷地の容積率は、その幅員に基づいて計算した容積率と都市計画で指定された容積率とのいずれか低いほうが適用される。	ア. 延べ イ. 12
基準地標準価格	都道府県が毎年(ア)時点の価格を調査し、発表する価格であり、(イ)価格とほぼ同水準で評価するため売買の目安として利用できる。	ア. 7月1日 イ. 実勢
固定資産税評価額	市町村が(ア)年ごとの基準年度において評価する不動産の価額。	ア. 3
不動産鑑定評価手法 原価法	不動産の(ア)原価に着目し、これに(イ)修正を行って不動産価格を求める手法。	ア. 再調達 イ. 減価
不動産取得税	不動産を取得した場合に課税されるが、(ア)および(イ)により不動産を取得した場合は不動産取得税が非課税となる。	ア. 相続 イ. 法人の合併
固定資産税	毎年(ア)時点における不動産所有者に課税される。住宅用土地の場合、その200㎡までの部分の課税標準を「固定資産税評価額×(イ)」に軽減する措置が設けられている。また、新築住宅用建物の床面積のうち120㎡までの部分の固定資産税額は、一定要件のもと「固定資産税評価額×1.4%×(ウ)」に軽減される。	ア. 1月1日 イ. 1/6 ウ. 1/2
都市計画税	(ア)区域内に所在する不動産が課税の対象となる。税率は(イ)%で、各市町村は条例によってもこの税率を超えて課税してはならない。	ア. 市街化 イ. 0.3

不動産譲渡時の税率	長期譲渡では所得税(ア)%・住民税5%、短期譲渡では所得税(イ)%・住民税9%(軽減税率の特例を適用しないケース)となる。	ア. 15 イ. 30
3,000万円特別控除	一定の要件のもと、マイホームの譲渡所得から3,000万円まで控除することができる特例。(ア)譲渡・(イ)譲渡にかかわらず適用を受けることができる。	ア. 長期 イ. 短期
軽減税率の特例 (低率分離課税の特例)	長期課税所得金額6,000万円以下の部分について所得税(ア)%、住民税(イ)%が適用される。ただし、所有期間が(ウ)年超でなければならない。	ア. 10 イ. 4 ウ. 10
宅地建物取引業	業として宅地または建物を自ら売買や交換、代理、(ア)する行為。	ア. 媒介
手付解除	不動産の売買契約において、買主が解約手付を交付した場合、買主は手付を(ア)し、売主は手付の(イ)を償還することにより、その契約を解除できる。	ア. 放棄 イ. 倍額
危険負担	売買契約の目的物である建物が、売買契約締結後から引渡しまでの間に、(ア)の責に帰すべき事由によらずに滅失した場合であっても、原則として売主は買主に対して売買代金の請求をすることができる。	ア. 売主
売主の瑕疵担保責任	民法によれば、不動産の売主は、後日引き渡した物件に隠れたる瑕疵が発見された場合、その瑕疵を知らなかったとしても売主として責任を負わなければならない。被害者である買主は、その瑕疵を知った時から(ア)年以内であれば損害賠償請求などを行うことができる。	ア. 1
内法面積	マンション専有部分の面積の測り方の一つで、壁の内側を面積とする。(ア)ではこの面積を採用している。	ア. 不動産登記
土地信託方式	地主が信託契約に基づいて信託銀行等に土地を信託し、信託銀行が建物の建築・管理・運営を行う。なお、土地の(ア)は信託銀行等に移転するが、地主が実質的な所有者であり、収益があれば配当を受けることができる。	ア. 登記上の名義
正味現在価値法	投資不動産から得られる収益の現在価値の合計額が(ア)の現在価値の合計額を上回っている場合、その投資は有利であると判定することができる。	ア. 投資額
内部収益率法	「内部収益率>投資家の期待収益率」の場合、その投資は(ア)であると判定することができる。	ア. 有利
レバレッジ効果	投資に対する収益率が借入金の金利を上回っている場合に、借入金の利用により自己資金に対する投資利回りが(ア)する効果をいう。	ア. 上昇
借入金償還余裕率	元利金返済前の年間(ア)を借入金の年間元利返済額で除した比率であり、この比率が高いほど望ましいとされる。	ア. 純収益

【相続・事業承継】

(語句・数字)

特別養子	(ア)との関係を断絶して養子縁組するので、(イ)についての相続権は有するが、(ア)の相続権は有しない。	ア. 実親 イ. 養親
代襲相続	本来の相続人が、(ア)、欠格、廃除により相続権を失っている場合に、その者の直系卑属が代襲相続人となる。ただし、相続(イ)の場合は代襲相続できない。	ア. 死亡 イ. 放棄
協議分割	相続人(ア)による合意をもって遺産を分割するため、必ずしも(イ)相続分通りに分割する必要はない。	ア. 全員 イ. 法定
自筆証書遺言	遺言者が全文、日付、氏名をすべて自書し、最後に押印(認印可)して作成する。なお、作成に当たり証人は(ア)である。	ア. 不要
検認	(ア)証書遺言と(イ)証書遺言は内容が秘密になっているため、家庭裁判所で内容の確認、記録を行う。	ア. 自筆 イ. 秘密
遺留分	(ア)を除く法定相続人は、遺言により遺留分を侵害された場合、遺留分減殺請求を行うことで遺留分まで遺産を取り返すことができる。配偶者と子が相続人の場合、法定相続分の(イ)が遺留分割合となる。	ア. 兄弟姉妹 イ. 1/2
債務控除	相続税の(ア)を計算する際に、債務と葬式費用を控除することができる。債務については、(イ)が負担すべき借入金および未払い金に限られ、被相続人にかかる遺言執行費用などは債務控除できない。	ア. 課税価格 イ. 被相続人
弔慰金の非課税金額	被相続人が業務上死亡した場合は、被相続人の死亡時の普通給与の(ア)ヵ月分、業務外の死亡では(イ)ヵ月分まで非課税となる。	ア. 36 イ. 6
生前贈与加算	相続開始前(ア)年以内に、被相続人が相続人に財産を贈与していた場合、その贈与財産は相続税の課税価格に加算される。なお、生前贈与加算される場合の贈与財産の価額は(イ)時点での相続税評価額による。	ア. 3 イ. 贈与
相続税の配偶者の税額軽減	配偶者が法定相続分または(ア)万円のいずれか多い金額までの財産を相続しても相続税額がかからない。なお、(イ)期間は要件とされていない。	ア. 16,000 イ. 婚姻
延納の担保財産	必ずしも(ア)財産である必要はなく、納税者固有の財産、あるいは納税者以外の者が有する財産であっても構わない。	ア. 相続
物納財産	(ア)財産かつ日本国内にある物納適格財産でなければ物納できない。また、(イ)課税制度により贈与された財産は物納することはできない。	ア. 相続 イ. 相続時精算
死因贈与	贈与者の死亡によって効力を生ずる贈与のこと。死因贈与により財産を取得したケースでは(ア)税の課税対象となる。	ア. 相続
教育資金一括贈与に係る贈与税の非課税措置	扶養義務者である親が子に教育費を贈与(必要に応じて贈与)した場合などでは贈与税が課税されない。一括して教育費を贈与すると課税対象となるが、平成25年1月1日から平成27年12月31日までの間に、祖父母などが教育費を贈与した場合は、受贈者1人あたり(ア)万円まで非課税の取り扱いを受けることができる。	ア. 1,500
贈与税の配偶者控除	夫婦間においてマイホーム(あるいはマイホーム取得のための金銭)の贈与が行われるケースでは、一定要件のもと、贈与金額から(ア)控除と配偶者控除額最高(イ)万円を控除することができる。なお、この特例の適用を受けるには、婚姻期間が(ウ)年以上であることが必要。	ア. 基礎 イ. 2,000 ウ. 20
相続時精算課税制度	贈与について累計(ア)万円まで贈与税がかからない。(ア)万円を超える金額には一律(イ)%を乗じて贈与税額を計算する。	ア. 2,500 イ. 20
宅地の評価単位	利用の単位となっている(ア)ごとに評価を行う。登記上の(イ)ごとではない。	ア. 画地 イ. 筆
路線価	国税局局長が毎年(ア)を評価時点として評価している。1㎡あたり(イ)単位で示され、路線価が設定されていれば路線価で宅地の評価を行う。路線価が設定されていない地域では、宅地の固定資産税評価額に国税局長が一定の地域ごとに定めた倍率を乗じて得た金額を評価額とする(ウ)方式を採用する。	ア. 1/1 イ. 千円 ウ. 倍率
貸家建付地の評価	「自用地坪価額×(1-(ア)割合×借家権割合×賃貸割合)」で算出するが、貸家が満室の場合、賃貸割合は(イ)%となる。	ア. 借地権 イ. 100
使用貸借されている宅地の評価	(ア)で土地を賃貸しているケースでは借地借家法の適用がなく、地主はいつでも借主を追い出して、いつでも自分が使用できる状態にあるため(イ)としての評価となる。	ア. 無償 イ. 自用地
特定居住用宅地等	小規模宅地等の課税価格の減額特例を適用する場合、自宅の敷地部分(特定居住用宅地等)について(ア)㎡まで(イ)%の評価減となる。	ア. 240 イ. 80
特定事業用宅地等	小規模宅地等の課税価格の減額特例を適用する場合、事業に供している宅地(特定事業用宅地等)について(ア)㎡まで(イ)%の評価減となる。	ア. 400 イ. 80
貸付事業用宅地等	小規模宅地等の課税価格の減額特例を適用する場合、貸付事業に供している宅地(貸付事業用宅地等)について(ア)㎡まで(イ)%の評価減となる。	ア. 200 イ. 50
貸家の評価	「自用建物評価額×(1-(ア)割合×賃貸割合)」で算出するが、貸家が満室の場合、賃貸割合は(イ)%となる。	ア. 借家権 イ. 100
上場株式の評価	次の①～④のうちもっとも(ア)価額を評価額とすることができる。 ①課税時期の終値 ②当月の終値の月平均額 ③前月の終値の月平均額 ④前々月の終値の月平均額	ア. 低い
大会社 自社株評価	従業員数(ア)人以上の会社は大会社となるため、(イ)価額で自社株を評価することができる。	ア. 100 イ. 類似業種 比準
類似業種比準価額	評価対象の会社と上場会社を配当・利益・(ア)の3要素により比較して自社株を評価する。	ア. 簿価純資産